

## 公立大学法人福井県立大学特定調達苦情検討委員会設置規程

平成31年2月1日

公立大学法人福井県立大学規程第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束（以下「協定等」という。）の対象となる公立大学法人福井県立大学（以下「法人」という。）が行う調達に関し、法人が物品等または特定役務の調達を行った際に当該物品等または特定役務の提供を行った者および行うことが可能であった者からの苦情について、公平かつ独立した立場から調査検討し、法人への提案等を行うため、公立大学法人福井県立大学の組織および運営に関する基本規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第10号）第8条第1項に規定する委員会として、法人に、公立大学法人福井法人特定調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織等)

**第2条** 委員会は、委員3人で組織する。

- 2 委員は、人格が高潔で、法人の入札および契約に係る制度に関し優れた識見を有する者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、または職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(委員の守秘義務)

**第3条** 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員が互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

(委員会の開催)

**第5条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の議事を運営する。
- 3 委員長は、委員会を招集しようとする場合には、あらかじめ書面により、会議の日時、場所および議事を委員に通知するものとする。ただし、緊急のためやむを得ない場合は、書面によらないことができる。

(定足数および議決)

**第6条** 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(利害関係委員の排除)

**第7条** 委員会に申し立てられた苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、当該苦情の検討手続に参加することができない。

(議事録)

**第8条** 委員会においては、議事録を作成する。

(委員会の庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、経営企画部財務企画課において処理する。

(委任)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行し、同日以後に行われる特定調達について適用する。